

### 3. 「推進計画」の成果

「推進計画」に記載された各種施策については、いくつかの成果が出始めている。その概要をまとめると次のとおりである。

#### <第1章「創造分野」>

○国立大学の法人化により、大学運営について大幅な自主性が認められることを契機に、大学における研究成果を原則機関帰属とするとともに、大学の知的財産本部の整備や技術移転機関（TLO）との連携の強化を図る等、産学連携を推進するルールや体制の整備が図られている。

#### <第2章「保護分野」>

○今後、審査順番待ち案件が80万件に拡大すると予想されている特許審査については、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」が成立し、その着実な実施が図られるとともに、任期付審査官の大幅増員など「審査順番待ち期間ゼロ」へ向けた総合施策が実施に移されている。

○知的財産訴訟の一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う「知的財産高等裁判所設置法」が成立するとともに、これにあわせて、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化、侵害行為の立証の容易化と営業秘密の保護、特許侵害訴訟と無効審判の関係の整理などの措置を盛り込んだ「裁判所法等の一部を改正する法律」も成立し、その着実な実施が図られている。

○模倣品・海賊版対策の強化については、知的財産権侵害疑義物品の輸入者・製造者等の情報を権利者に開示すべく、関税定率法が改正され、2004年4月に施行され、その着実な実施が図られている。

○外国市場対策については、ODA大綱やAPEC首脳宣言・閣僚宣言において知的財産権の保護が盛り込まれるなど一定の進展が見られる。

#### <第3章「活用分野」>

○知的財産権に関するライセンサーの立場にある企業が倒産した場合に、当該知的財産権のライセンスを受けている企業の保護等を内容とする破産法改正案が成立し、その着実な実施が図られている。

#### <第4章「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」>

○我が国のコンテンツは、近年、海外で高い評価を得ているが、その魅力をビジネスとして十分生かしきれていないのが現状である。このため、総合的なコンテンツの振興を図るべく、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が成立し、その着実な実施が図られている。

○権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する観点から、音楽レコードの還流防止措置及び書籍・雑誌の貸与権の付与等を内容とする「著作権法の一部を改正する法律」が成立し、その着実な実施が図られている。

### <第5章「人材の育成と国民意識の向上」>

- 法曹人口の増加の中で、知的財産法に関する研修に多数の弁護士が自主的に参加するなど弁護士の知的財産への関心の高まりが見られる。
- 弁理士人口の拡大が進むとともに、特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる「付記弁理士」が2003年度から誕生している。
- 2004年4月より設置された法科大学院では、68校全ての法科大学院において、知的財産法に関する授業科目が開設されるなど知的財産に関する教育も着実に進みつつある。

## 4. 「知的財産推進計画2004」の作成と今後のスケジュール

我が国の知的財産を取り巻く環境も刻一刻と変化している。このような状況に対応するため、知的財産戦略の工程表である「推進計画」の見直し作業が行われ<sup>1</sup>、本年5月、第8回知的財産戦略本部において「知的財産推進計画2004」が決定された（「知的財産推進計画2004」の全文は、巻末の附属資料に掲載）。

見直しに当たっては、既存の施策の一層の具体化を進めるとともに、知的財産戦略全体を俯瞰して、進展が十分でない課題について、施策の追加や新たな課題への取組などが盛り込まれた。

今後は、これらの施策を着実に実施するとともに、2005年に開かれる通常国会に、できる限り多くの知的財産関連法案を提出することが目標とされている。

### 知的財産推進計画2004年のポイント

#### 1 模倣品・海賊版対策の抜本的強化

- 外国市場対策を強化する
  - ・在外公館やJETROにより我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援する
  - ・模倣品・海賊版の拡散を防止するための条約や閣僚宣言を提唱する
- 水際での取締りを強化する
  - ・特許侵害品や商標侵害品を水際で差止めるため、制度整備や税関の取締り体制の強化を行う
- 国内での取締りを強化する
  - ・街頭販売やインターネットを利用した模倣品・海賊版の売買の取締りを強化する
  - ・ノウハウ等の営業秘密の海外流出を防止するための対策を強化する

<sup>1</sup> 知的財産基本法 第23条

6 知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

## 2 特許審査の迅速化を推進

### ●特許審査を迅速化する

- ・特許審査順番待ち期間を10年間で大幅に短縮する  
現在の26か月を、2013年に11か月、最終的にはゼロを目指す
- ・必要な任期付審査官の十分な確保など総合施策を実施する
- ・研究開発効率の飛躍的向上を目指し、特許情報の提供サービスを拡充する

### ●世界特許システムの構築を目指す

- ・世界特許システムの第1段階として、日米欧三極特許庁間で、特許の相互承認の実現を目指す

## 3 中小企業・ベンチャーや地域を支援

### ●中小企業・ベンチャー企業の知的財産を守る

- ・知的財産の権利取得や海外展開を支援する
- ・知的財産の侵害被害の実態を把握し、対応策を検討する

### ●知的財産を活用して地域を振興する

- ・地方公共団体の自主的な知的財産戦略の策定を支援する
- ・農林水産物などの地域ブランドの保護制度を検討する

## 4 コンテンツビジネスの振興

### ●業界の近代化・合理化を支援する

- ・コンテンツ制作の契約慣行を改善する
- ・エンターテインメント・ロイヤーなど専門家の活用を奨励する

### ●東京国際映画祭を抜本的に強化する

- ・東京国際映画祭を、カンヌ映画祭に比肩する映画、音楽などの国際取引市場にする

### ●ブロードバンドを活用してコンテンツ流通を拡大する

- ・コンテンツ流通の技術開発や権利処理の円滑化を支援する

## 5 大学の知的財産の創造を推進

### ●大学における特許関連費用の充実を図る

### ●国立大学法人が大学発ベンチャーの株式を取得できるよう制度を整備する

## 6 人材育成の強化

### ●知的財産の専門人材を育成する

- ・知的財産法について司法試験の選択科目化を図るなどにより、知的財産に強い法曹を養成する
- ・ポストドクターを知的財産専門人材として活用する

### ●知的財産教育を推進する環境を整備する

- ・社会人向けに夜間・休日専門の法科大学院の設置を促す
- ・法科大学院や技術経営（MOT）プログラム等における知的財産教育を推進する